

離島における産業保健活動への効果的支援に関する研究

鹿児島産業保健推進センター

主任研究者 鹿児島産業保健推進センター所長 鮫島耕一郎
共同研究者 鹿児島産業保健推進センター相談員 松下 敏夫
鹿児島産業保健推進センター相談員 瀬戸山史郎
大島郡地域産業保健センター所長 風間 正美
鹿児島労働衛生センター所長 橋口 良紘
屋久島保健所長 原田 隆二

はじめに

鹿児島県は離島が多く、この地域の事業場、特に小規模事業場で働く人々の健康状態は、「離島ゆえの種々の問題点」があることが推察される。そこで、鹿児島県内の離島地域に所在する小規模事業場における産業保健活動の実態を把握し、今後の活動への効果的支援対策を明らかにするために、本研究を実施した。ちなみに、鹿児島県下の主な離島は、奄美大島、種子島、屋久島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、甑島などである。

調査計画の概要

調査は、(1) 調査票を用いた離島地域の事業場に対する調査(10人以上50人未満対象事業場 565、調査票回収率39.6%) (表1)、(2) 行政機関等における離島地域の事業場に対する産業保健活動の支援状況、(3) 労働衛生機関における離島地域の事業場への産業保健活動に関する調査、(4) 離島地域の事業場における産業保健活動の実態に関するケース・スタディに分かれており、これらを総合して、離島地域における事業場の産業保健活動への効果的支援対策のあり方を検討した。

調査成績及び考察

(1) 調査票による調査：業界団体への加盟率は43.7%、労働組合がある事業場は22.1%であり、これらのル

ートを介した安全衛生の広報・教育活動のみでは、徹底を期待し得ないことが分かった。事業主に法的選義務がある衛生推進者あるいは安全衛生推進者の選任率は各々10.7%と22.0%、有害業務に係る作業主任者(有資格者)の選任率は37.2%である。事業場組織別の安全衛生管理体制の状況は、製造業の方がやや良好なもの、概して低調であり(図1)、事業場組織別安全衛生管理体制も、支所・営業所等の事業場はやや高率ではあるものの、概して極めて低率であった(図2)。定期健康診断実施率は83.8%で、事後措置の「本人への結果の通知」はほぼ行われていたが、県本土に比して離島地域では、雇入れ時・定期健康診断の実施率はやや低率であった。雇入れ時等の安全衛生教育の実施率は、さらに実施率が低く(図3、4)それらが実施されていない理由には、「法的義務を知らなかつた」「有資格者がいない」などが多かつた。

表1 離島別対象事業場数及び調査票回収率

() 内 : %

離島地域	対象事業場	回収件数(回収率)	事業場比率
奄美大島	288	101(35.1)	(45.1)
種子島	72	29(40.3)	(12.9)
屋久島	108	19(17.6)	(8.5)
喜界島	23	5(21.7)	(2.2)
徳之島	67	30(44.8)	(13.4)
沖永良部島	37	18(48.6)	(8.0)
与論島	12	7(58.3)	(3.1)
甑島	30	8(26.7)	(3.6)
地域不明	-	7(-)	(3.1)
合計	565	224(39.6)	(100.0)

注：10人以上50人未満の事業場を対象にした。

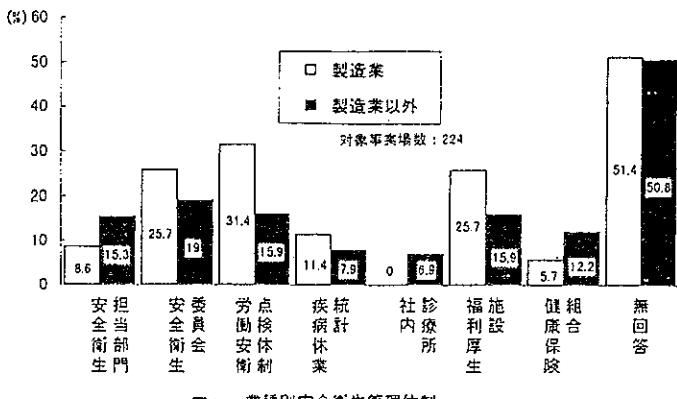


図1 業種別安全衛生管理体制

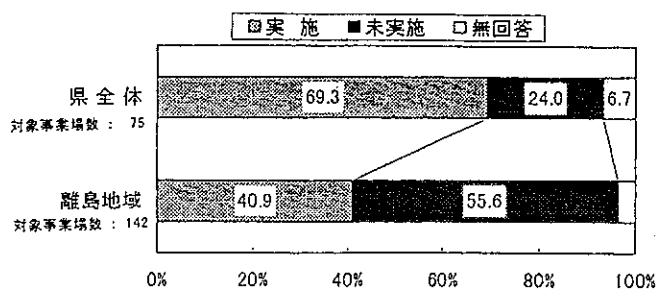


図3 届い入れ時安全衛生教育の実施状況の県全体との比較(事業場規模30人未満)

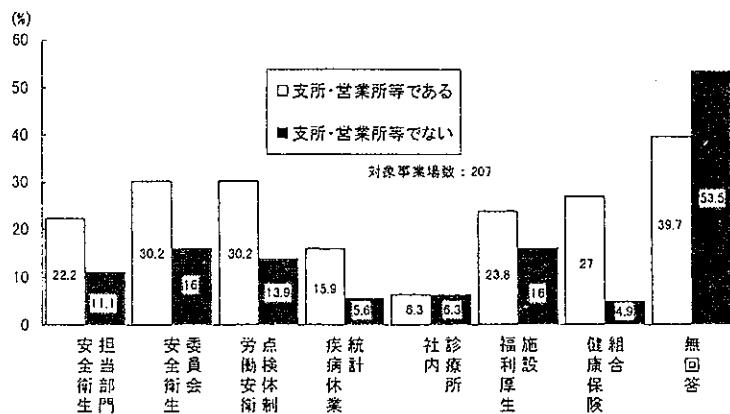


図2 事業場組織別安全衛生管理体制

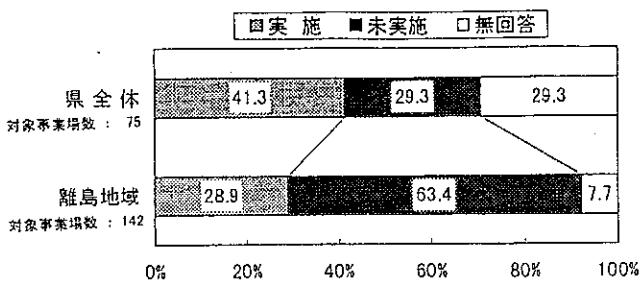


図4 職長教育の実施状況の県全体との比較(事業場規模30人未満)

(2) 行政機関等における活動：労働基準行政機関・一般衛生行政機関・医師会等での活動は、それぞれの角度から種々実施されてきているが、なお十分さを欠いているようである。

(3) 労働衛生機関の活動：県下の主な労働衛生機関である鹿児島労働衛生センター・鹿児島県民総合保健センター及びJA鹿児島県厚生連の活動状況を検討した。いずれも健診活動はかなりよく実施されているが、事後措置、健診車・スタッフ移動等の所要経費や時間的制約などの面に、種々の問題点があることが分かった。なお、上記のような問題点は、ケース・スタディでも確認された。

これらの調査結果から、主要な問題点として、(1)事業主の労働者の健康問題に対する認識の低さ、(2)事業場の健診等の活動を実施する上での制約、(3)医師や医療機関等の対応の弱さや、産業保健推進センター及び地域産業保健センターの今後の活動の重要性などが明らかになった。

離島地域の産業保健活動への効果的支援対策のあり方

以上を総合して、今後の対策のあり方として、(1)事業主の労働者の健康問題に対する認識への対応(事業主がその法的責任を自覚し適切な活動を実施するように、労働基準監督署等が、実態に則したきめ細かな指導・監督・啓発活動を積極的に行うこと)、(2)事業場が健診等の活動を実施する上での制約への対応

((イ) 受診機会の改善：適切な健診日程の設定、(ロ)受診協力体制づくり：現地の受入れ体制、(ハ) 所要経費負担や財政面での改善：事業場の経費負担の軽減、労働衛生機関等への支援)、(3) 医師・医療機関等の対応 ((イ) 産業医・保健婦等の量的・質的な育成・配備、(ロ) 産業保健活動の支援供給体制の整備 (事業主・行政機関や保健・医療機関等の連携体制の確立)、(ハ) 地域産業保健センターや鹿児島産業保健推進センター等の有効な利用体制の確立など)、(4) その他：労働者の健康自覚の向上、などが上げられる。